

年の星霜を経たるも、當局は何等の研究調査の結果を發表し居らざるにつき、今回又々昭和二年一月二十七日附にて其の必要なる所以を方説せる陳情書を内務省社會局及び逓信省管船局に提出したり。

之れに對し内務省社會局よりは本件は同局としては所管違ひなる旨回答し來り、逓信省管船局よりは二月二十一日附にて目下調査中故近く其の結果を發表すべき旨回答し來り。

(五)簡易保險不正勸誘員の件

神戸に於て碇泊船員に對し簡易保險に加入を勸誘し其の保險料を着服し、従つて該保險をして無効ならしむる簡易保險勸誘員出現せる爲め、組合より其の旨簡易保險局及び大阪逓信局に陳情せる結果、簡易保險局より鄭重なる回答あり。嚴重に調査の結果、不正勸誘員をして着服せし保險料を要償せしめ、無効保險を復権し解決せり。

船員職業紹介事項

(一)船員紹介權問題

船員の職業紹介をセノア條約案に合致せしめ、一切の有料紹介を廢止するに同時に、船主船員兩團體の共營に關する以外の紹介經營は絶対に不可なり、従つて海員救濟會の紹介は之れを掃蕩すべきものなりとは、組合創立以來の持説にして、組合は其の主張を貫徹する爲め國內的にも又國際的にも有らゆる方法を盡し、或は榑崎米津兩氏の労働總會に於ける陳情書提出となり、或は榑崎濱田兩氏の船員職業紹介委員會に於ける獅子吼となりしが、政府及び船主は遂に吾人の主張に耳を傾けざる事分明となりたるを以て、組合は大正十五年八月榑崎組合長歸國と同時に、此の目的の貫徹の爲め一大運動を起し、神戸

横濱其の他全國の主要港灣都市に船員紹介問題大演説會を開き、吾人の主張の是非如何を江湖の批判に訴ふるに至れり。ここに於てか流石の日本政府も時代の趨勢ミ、海員團體の眞摯なる要求ミに抗する事能はざるを知り、八月二十五日遷相は海員團體代表者ミ會見し、吾人の要求を實現すべき事を約し、超えて九月二日の第五回船員職業紹介委員會に於て、吾人多年の主張たる船主船員共同經營による船員職業紹介を爲すべき海事協同會案なるもの採決され、爾後右海事協同會の存在する場所に於ては、一切の有料及び無料(海員救濟會を含む)の紹介は禁止さる、事になれり。此の海事協同會は關係三團體(船主協會、日本海員組合、海事協會)夫々の決議機關(組合は大正十五年十月八日開催の第三回評議員會)に諮り其の創立を決議せるを以つて、大正十五年十二月二十四日同會第一回委員會を開き、會長川村貞次郎船主側委員太田丙子郎、武田良太郎(代)、安部正也、石田貞二、上谷綱、岡崎忠雄、船員側委員榑崎猪太郎、藤村重道、濱田國太郎、都竹要次郎、赤崎實藏、籠頭助諸氏出席し、海事協同會規約、決議等を採決し、會長幹事を選任し、以後若々として準備を進め、昭和二年四月一日より全國一齊に神戸(兵庫ミ)大阪(川口ミ)横濱、東京、小樽、函館、戸畑、(若松ミ)下關、門司、長崎等の十三ヶ所に紹介所を開設する事となり、従つて海員協會、日本海員組合、日本海員救濟會が從來經營し來りし紹介は昭和二年三月三十一日限り廢止する事となり。右海事協同會の紹介費用に對しては政府より年額約七萬貳千五百圓の補助金の交附あり、不足額は船主船員兩團體に於て二分して支辨する事せり。(組合負擔額は年額約一萬六千圓。従前組合自營のミきは約三萬四千圓なりき)斯くて我國最初の勞資對等の地位の上に立てる團體協約權の確立を見たる次第なり。

(二)米國船コランダに船員紹介

米船コランダ號を神戸より大阪に廻航するにつき、日本船員を求人し來れるにより大正十五年十一月四日十二名の休職船